

平成12年1月28日 制定（空事第24号・空航第72号・空機第70号）
令和6年3月29日 最終改正（国空安政第3003号）

航空局長

運航管理施設等の検査要領

I. 目的

この要領は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第102条第1項並びに航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第211条及び第212条の規定による航空運送事業の用に供する運航管理施設等の検査並びに法第102条を準用する法第124条並びに規則第211条及び第212条を準用する規則第229条の規定による航空機使用事業の用に供する運航管理施設等の検査を行う場合の方法等を定めることを目的とする。

II. 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者（以下「本邦航空運送事業者等」という。）が法第100条第1項又は法第123条の第1項の許可を受けた後、事業を開始するまでに実施する検査

1. 検査対象施設

1.1 航空機の運航管理の施設

- (a) 運航管理室
- (b) 気象情報及び航空情報の収集に必要な設備
- (c) 離着陸重量等の算出等に必要な設備
- (d) 飛行計画の作成に必要な設備
- (e) 通信設備

1.2 航空機の整備の施設

- (a) 整備管理施設
- (b) 機体整備施設
- (c) 装備品整備施設
- (d) 油脂の貯蔵の施設
- (e) 発動機、プロペラその他の予備品及び予備部品並びにこれらの保管の施設
- (f) 救急用具及びその保管の施設

1.3 航空機の運航又は整備に関する業務に従事する者の訓練の施設

(a) 航空機乗組員、客室乗務員及び整備従事者の訓練施設

1.4 本邦航空運送事業者等が当該事業を安全かつ適確に遂行するために特に必要であると国土交通大臣が認めて指定する施設

(a) 本社・本部組織における安全管理施設

(b) 地上取扱業務（貨物及び手荷物の受取及び保管、航空機に係る積載及び重量配分の管理、積載物の積込み及び取卸し（以上の各業務については危険物の取扱いを含む。）、旅客の安全な乗降の確保、航空機の燃料の補給、航空機の雪氷の防除、航空機の地上走行の支援その他空港等内において航空機が到着してから出発するまでの間に地上で実施する作業であってその適切な実施が確保されない場合において航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのあるものに係る業務をいう。以下同じ。）に係る施設

(c) その他、航空機の運航の安全を確保するために国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等が特に必要であると認めて指定する施設

2. 検査の実施方法

2.1 検査の項目及び方法

2.1.1 原則として、「運航管理施設等の検査項目」に定められた検査項目に基づき施設ごとに実地検査を行う。ただし、運航形態等により必要がないと国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等が認めた検査項目については、検査を省略できるものとする。また、1.4(c)に基づいて施設を指定する場合等には必要に応じて検査項目を追加するものとする。

2.1.2 検査は原則として実地検査を行うものとするが、書面による検査等により安全性が確認されると国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等が認めた場合には、実地検査は実施しなくてもよいものとする。

2.2 各施設の検査に当たっては、施設が適切に整備されているかを検査するとともに、当該施設を用いて業務を適切に実施するために必要な組織、人員等が確保されているかを検査するものとする。

2.3 最大離陸重量が5.7tを超える飛行機を用いて行う航空運送事業については原則として実証試験を行うこととし、それ以外の航空運送事業又は航空機使用事業については地方航空局保安部統括事業安全監督官が特に必要であると認めたものについて実証試験を行うこととする。実証試験を行う場合は、「本邦航空運送事業者等が実施する安全性実証試験に係る運用指針」に従うものとする。

III. 本邦航空運送事業者等が事業を開始した後に実施する検査

1. 運航管理施設等の新設があった場合の検査対象施設

II. 1. に規定する施設を新設した場合には検査を実施する。なお、航空機の運航管理の施設、航空機の整備の施設及び地上取扱業務用施設については、新たな基地等を新設した場合のみを施設の新設とみなす。

(注) 基地等とは、定期的に運航管理業務（補助業務を含む。以下同じ。）又は機体整備業務を実施する場所及び恒常的に運航管理業務又は機体整備業務を実施する体制を維持している場所をいう。なお、業務を委託する場合で受託者の施設によって業務が行われる場合も基地等に含まれるものとする。

2. 運航管理施設等の重要な変更があった場合の検査対象施設

以下の変更があった場合には、運航管理施設等の重要な変更として当該施設について検査を実施する。

2.1 航空機の整備の施設の作業場の新設又は拡張

- (a) 既存の整備基地における機体整備施設の新設
- (b) 機体整備施設の拡張（格納庫のドックの追加その他事業計画変更認可の際等に国土交通省航空局航空安全推進室長又は地方航空局の担当課長等が実地検査等が必要であると認めて指定するものに限る。）
- (c) 既存の整備基地における装備品整備施設の新設
- (d) 装備品整備施設の拡張（国土交通省航空局航空安全推進室長又は地方航空局の担当課長等が実地検査等が必要であると認めて指定するものに限る。）

2.2 使用航空機の型式の追加に伴う運航管理施設等の変更

使用航空機の型式の追加による当該航空機に対応した、飛行計画の作成に必要な施設、整備管理施設、訓練施設、本社・本部組織における安全管理施設等の変更

2.3 本邦航空運送事業者等が当該事業を安全かつ適確に遂行するために特に必要であると国土交通大臣が認めて指定する施設の変更

- (a) 事業計画変更の際等に、航空機の運航の安全を確保するために国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等が特に必要であると認めて指定する施設の変更
- (b) 路線・便数の拡大等に伴う本社・本部組織における安全管理施設の変更（組織・体制の変更を含む。）のうち、航空機の運航の安全を確保するために国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等が特に必要であると認めて指定

するもの。

3. 検査の実施方法

3.1 検査の項目及び方法

- 3.1.1 原則として、運航管理施設等の新設があった場合は「運航管理施設等の検査項目」の当該施設に係る検査項目について検査を行うものとし、運航管理施設等の重要な変更があった場合は「運航管理施設等の検査項目」のうち当該変更に關係する検査項目について検査を行うものとする。ただし、運航形態等により必要がないと国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等が認めた検査項目については、検査を省略できるものとする。また、2.3に基づいて施設を指定する場合等には必要に応じて検査項目を追加するものとする。
- 3.1.2 検査は原則として実地検査を行うものとするが、書面による検査等により安全性が確認されると国土交通省航空局又は地方航空局の担当課長等が認めた場合には、実地検査は実施しなくてもよいものとする。

- 3.2 使用航空機の追加等により運航又は整備の体制が大幅に変更されると航空局安全部長又は地方航空局安全管理官が認めたものについては、実証試験を行うこととする。実証試験を行う場合は、「本邦航空運送事業者等が実施する安全性実証試験に係る運用指針」に従うものとする。

(附則) この要領は平成12年2月1日から適用する。

(附則) (平成23年7月1日)

この要領は、平成23年7月1日から適用する。

(附則) (平成27年5月8日)

1. この要領は、平成27年6月30日から適用する。
2. この要領の適用の際現に法第100条第1項の許可の申請をしている航空運送事業者に係る法第102条第1項の検査又は法第123条第1項の許可の申請をしている航空機使用事業者に係る法第102条を準用する法第124条の検査については、この要領による改正後のII.1.2.及びII.1.4.の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. この要領の適用の際現に法第102条第1項の検査の合格を受けている航空運送事業者又は法第102条を準用する法第124条の検査の合格を受けている航空機使用事業者の運航管理施設等の新設があった場合又は重要な変更があった場合の検査については、この要領による改正後のII.1.2.及びII.1.4.の規定にかかわらず、

運航規程審査要領の一部改正（平成27年5月8日（国空航第1号））による改正後の同審査要領II.14.に規定する事項が運航規程又は運航基準に定められるまでの間は、なお従前の例による。

（附則）（令和3年7月30日）

1. この要領は、令和3年7月30日から適用する。
2. この要領の適用の際現に申請がなされている法第102条第1項又は法第102条を準用する法第124条の検査については、この要領による改正後のII.2.1及びIII.3.1の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（附則）（令和4年3月29日）

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

（附則）（令和6年3月29日）

この要領は、令和6年4月1日から適用する。